



# Aoba NEWSLETTER

V o l . 89

2022 年 01 月 15 日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉グループ拠点：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2850 8990                      FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158                      FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798                      FAX：(86-20) 3878 5337

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 『民事訴訟法』改正要点 .....                                  | 4  |
| 【背景】.....  | 4  |
| 【影響】.....  | 4  |
| 【主要内容】.....  | 4  |
| 【法規リンク】.....                                       | 9  |
| 『中華人民共和国会社法(改正草案)』.....                            | 10 |
| 【背景】.....  | 10 |
| 【影響】.....  | 10 |
| 【主要内容】.....  | 10 |
| 【法規リンク】.....                                       | 14 |
| 『外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』.....         | 15 |
| 【背景】.....  | 15 |
| 【影響】.....  | 15 |
| 【法規リンク】.....                                       | 16 |
| 『自由貿易地域での外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』..... | 17 |
| 【背景】.....  | 17 |
| 【影響】.....  | 17 |
| 【主要内容】.....  | 17 |
| 【法規リンク】.....                                       | 18 |
| 年間一括賞与等の個人所得税優遇政策延期についての公告.....                    | 19 |
| 【背景】.....  | 19 |
| 【影響】.....  | 19 |
| 【法規リンク】.....                                       | 20 |
| 外国人の手当等に関する個人所得税優遇政策継続実施についての公告.....               | 21 |
| 【背景】.....  | 21 |
| 【影響】.....  | 21 |
| 【主要内容】.....  | 21 |
| 【法規リンク】.....                                       | 22 |

# 『民事訴訟法』改正要点

## 【背景】

現行の『民事訴訟法』は、1991年の第7回全国人民代表大会第4回会議で可決され、その後2007年、2012年、2017年に3回改正された。近年、経済社会情勢の発展の変化に伴い、一部分の『民事訴訟法』の規定はすでに公衆の司法ニーズに十分には応えられなくなり、更なる改善が急がれる。そのため、2021年12月24日に、全国人民代表大会常務委員会は『「中華人民共和国民事訴訟法」の改正に関する決定』を採択し、改正後の『民事訴訟法』が2022年1月1日より施行される。

## 【影響】

今回の「民事訴訟法」の改正は、主にオンライン訴訟と送達規則、独任制審理<sup>1</sup>、簡易手続き、少額訴訟手続き、司法確認手続きなどの内容に関与し、公衆と企業の訴訟権利の保障に対し重要な意義がある。

## 【主要内容】

参考のため、今回の「民事訴訟法」の主な改正要点は以下のように整理される。

| 改正要点            | 新旧条文の対照 |   |
|-----------------|---------|---|
|                 | 改正前     | 改正後   |
| オンライン訴訟の法的効力の確立 |         | <b>第十六条(増加)</b><br>当事者の同意を経て、民事訴訟活動は情報ネットワークプラットフォームを通じてオンラインで行われることができる。民事訴訟活動が情報ネットワークプラットフォームを通じてオンラインで行われた場合、オフライン訴訟活動と同等の法的効力を有する。 |

<sup>1</sup> 独任制審理とは、裁判員一人が単独で案件を裁判し、またその案件に対して責任を負う裁判制度を指す。

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <p>一般手続の独任制審理モデルの構築</p>  | <p><b>第三十九条第二項</b></p> <p>簡易手続を適用して審理する民事事件は、裁判員一人が単独で審理する。</p> | <p><b>第四十条第二項</b></p> <p>簡易手続を適用して審理する民事事件は、裁判員一人が単独で審理する。基層人民法院が審理する基本事実と権利義務関係が明確である第一審民事事件は、裁判員一人が一般手続を適用して単独で審理することができる。</p>  |
| <p>二審の独任制審理モデルの構築</p>    |   | <p><b>第四十一条第二項(増加)</b></p> <p>中級人民法院は、第一審に簡易手続を適用して結審し、又は裁定不服申し立ての第二審民事事件について、事実と権利義務関係が明確である場合には、双方当事人の同意を経て、裁判員一人が単独で審理することができる。</p>  |
| <p>独任制の適用に対する制約監督の強化</p> |   | <p><b>第四十二条(増加)</b></p> <p>人民法院は以下の民事事件を審理する時、裁判員一人が単独で審理してはならない:(一)国家利益、社会公共利益にかかわる事件。(二)集団的な紛争にかかわり、社会の安定に影響し得る事件。(三)人民大衆が広く注目しているか、またはその他の社会影響が大きい事件。(四)新しいタイプまたは複雑な事件。(五)法律の規定により合議庭<sup>2</sup>の形で審理すべき事件。(六)他の裁判員が一人で審理してはいけない事件。</p> |

<sup>2</sup> 合議庭とは、数名の審判員が共同で事件を審理する審判組織形式を指す。

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              |  | <p><b>第四十三条(増加)</b></p> <p>人民法院は審理の過程時に、本事件が裁判員一人単独で審理すべきではないと判断した場合、合議庭の審理に変更するように裁定されなければならない。当事者は、裁判員一人が単独で事件を審理することが法律規定に違反すると判断した場合、人民法院に異議を申し立てることができる。人民法院は当事者からの異議に対して審査するものとし、異議が成立した場合、裁定は合議庭の審理に変更される。異議が不成立の場合、裁定は却下される。</p> |
| 電子送達規則の整備    | <p><b>第八十七条</b></p> <p>送達者の同意を得た場合、人民法院はファックス、電子メール等の受領を確認できる方式で判決書、裁定書、調停書以外の訴訟文書を送達することができる。前項の方式で送達する場合、ファックス、電子メールなどが送達対象者の特定のシステムに到着した日を送達日とする。</p> | <p><b>第九十条</b></p> <p>送達者の同意を得た場合、人民法院は、その受領を確認できる電子方式を採用して訴訟文書を送達することができる。電子方式で送達された判決書、裁定書、調停書について、送達対象者が紙版文書の提出を要求する場合、人民法院は提供するものとする。前項の方式で送達する場合、送達情報が送達対象者の特定のシステムに到着した日を送達日とする。</p>   |
| 公告の送達時間を短縮する | <p><b>第九十二条第一項</b></p> <p>受取人が行方不明になり、若しくは本節に規定されたその他の方法で届かなかつた場合は、送達したと公告す</p>  | <p><b>第九十五条第一項</b></p> <p>受取人が行方不明になり、若しくは本節に規定されたその他の方法で届かなかつた場合は、送達したと公告する。公告日から30日間を経過した場合、送達と</p>  |

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
|                                    | <p>る。公告日から60日間を経過した場合、送達と見なされる。</p>  | <p>見なされる。</p>  |
| <p><b>簡易手続の最長審理期間の短縮</b></p>       | <p><b>第一百六十一条</b></p> <p>人民法院は簡易手続を適用して事件を審理する場合、立件日から3月以内に結審するものとする。</p>  | <p><b>第一百六十四条</b></p> <p>人民法院は簡易手続を適用して事件を審理する場合、立件日から3ヶ月以内に結審するものとする。特別な事情があつて延長する必要がある場合は、人民法院院長の許可を得て、1ヶ月間延長することができる。</p>   |
| <p><b>小額訴訟手続の適用範囲と方式の改善</b></p>    | <p><b>第一百六十二条</b></p> <p>基層人民法院とそこが派遣した法廷は本法第五十七条第一項の規定に合致する簡単な民事事件を審理し、対象額が各省、自治区、直轄市の前年度就業者の年間平均賃金の30%以下である場合、一審終審を実施する。</p> | <p><b>第一百六十五条</b></p> <p>基層人民法院とそこが派遣した法廷は事実が明らかで、権利義務関係が明確で、争議が少なく簡単な金銭に支払われる民事事件を審理し、対象額が各省、自治区、直轄市の前年度就業者の年間平均賃金の50%以下である場合、小額訴訟の手続審理を適用し、一審終審を実行する。基層人民法院とそこが派遣した法廷は前項に規定された民事事件を審理し、対象額が各省、自治区、直轄市の前年度就業者の年間平均賃金の50%を超えたが2倍以下の場合、当事者双方も小額訴訟の適用手続きを相談及び確定することができる。</p> |
| <p><b>小額訴訟手続事件が適用できない場合の明記</b></p> |  | <p><b>第一百六十六条(増加)</b></p> <p>人民法院は以下の民事事件を審理し、小額訴訟の手続きを適用しない。(一)人的関係・財産確認の事件(二)涉外事件(三)</p>   |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
|                             |  | <p>評価、鑑定または訴訟前の評価、鑑定結果に異議をしなくてはならない事件(四)当事者一方の行方不明の事件(五)当事者が反訴した事件(六)その他小額訴訟の手続審理を適用すべきでない事件。</p>   |
| <p>小額訴訟事件の審理方式の簡素化</p>      |  | <p><b>第一百六十七条(増加)</b></p> <p>人民法院は小額訴訟の手続きを適用して事件を審理し、開廷して一度で審理及びその場で判決を下すことができる。</p>   |
|                             |  | <p><b>第一百六十八条(増加)</b></p> <p>人民法院は小額訴訟の手続きを適用して事件を審理し、立件の日から2ヶ月以内に審理しなければならない。特別な場合、延長が必要な場合は、本院院長の承認を得て、1ヶ月延長することができる。</p>   |
| <p>当事者に手続きへの異議を唱える権利の付与</p> |  | <p><b>第一百六十九条(増加)</b></p> <p>人民法院は、その手続きの過程で、小額訴訟手続きに適さないと判断された場合、簡易手続きのその他規則の審理もしくは裁定を普通の手続きに変更しなければならない。当事者が事件に小額訴訟を適用する手続の審理が法律の規定に違反すると判断した場合、人民法院に異議を申し立てることができる。人民法院は当事者が提出した異議に対して審査し、異議が成立した場合、簡易手続きを適用しなければならないその他の規定の</p> |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
|             |  | 審理または裁定は一般手続に変更しなければならない。異議が成立しない場合、裁定は却下される。  |
| 司法認定手続きの最適化 | <p><b>第一百九十四条</b></p> <p>司法確認調停協議を申請し、双方の当事者が人民調停法などの法律に基づいて、調停協議が発効した日から30日以内に、調停組織の所在地の基層人民法院に共同で提出する。</p> | <p><b>第二百零一条</b></p> <p>法に基づいて設立された調停組織の調停を経て調停合意に達し、司法確認を申請し、双方の当事者が調停協議が発効日から30日以内に、共同で以下の人民法院に提出する：(一) 人民法院が調停組織を招いて先行調停を行った場合、招待した人民法院に提出する。(二) 調停組織が自ら調停を行った場合、当事者の住所地、標的物の所在地、調停組織の所在地の基層人民法院に提出する。調停協議に関連する紛争は中級人民法院が管轄しなければならない場合、相応の中級人民法院に提出しなければならない。</p> |

#### 【法規リンク】

全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国民事訴訟法』の改正に関する決定

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/3c3f10d770db4b9ea6bb70edb5634e35.shtml>

# 『中華人民共和國会社法(改正草案)』

## 【背景】

中国の現行の会社法(中国語「公司法」)は1993年に制定され、2018年に最新の改正が行われ、会社の資本制度に関わる問題について2回の重要な改正が行われた。しかし、社会主義市場経済の急速な発展に伴い、現行の会社法は改革と発展に適応・調整されていないという問題が表面化し、会社法の改正・改善を求める声がますます強くなり、全国人民代表大会、専門家、関連部門等より様々な形で関連の議案や提案が提出された。第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議で『中華人民共和國会社法(改正草案)』が審議され、公開的に公衆の意見を募集することが認可された。

## 【影響】

会社法を改正し、中国共産党中央委員会による国有企業改革の深化に関する戦略を徹底的に実施することは、国有企業のガバナンス改革成果を固定・深化し、中国特色のある現代企業制度を改善し、国有経済の高品質的な発展を促進するための必然な要件であり、市場化、法治化、国際化のビジネス環境の構築を促進し、市場の革新的動力と活力をよりよく引き出す客観的な需要であり、資本市場の健全な発展を促進し実体経済に有効に服務する重要な措置でもある。

## 【主要内容】

改正案は、現行の会社法の13章218条をベースに、約70条を実質的に追加・修正し、合計15章260条で構成されている。主な改正点は以下の通りである。

### (一) 国有企業に対する党の指導を堅持すること

改正草案は、中国共産党規約に基づき、次のように規定している。「国有企業の中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に基づき、指導的役割を果たし、企業の主要な事業・経営事項を研究・検討し、株主総会、取締役会、監査役会、高層管理職が法律に基づいて職務権利を行使することを支持する」。(改正草案第145条)

同時に、改正草案では、党の規約に基づき、党組織を設立し、党活動を行い、会社は党組織の活動に必要な条件を提供するという現行の会社法の関連規定を継続的に維持する。(改正草案第 17 条)

## (二) 国有企業に関する特別規定の改善について

国有企業改革の成果を徹底的に総括し、現行の会社法における国有独資企業に関する既存の内容をベースに、「国有企業の特別規定」の章が設けられた。第一に、適用対象の範囲が国有独資有限責任公司から国有独資有限責任公司・国有持株有限責任公司までに拡大された(改正草案第 143 条)。第二に、国有企業において、国有資産監督管理機関等が、授権に基づいて本級政府の代わりに出資者の職責を果たし(改正草案第 144 条)、出資者の職責を行う機関は、重要な国有企業の重要事項に関して決定を出す前に、本級政府に報告し承認を得る必要がある(改正草案第 152 条)、国有企業は法律に基づいて内部監査管理及びリスク管理制度を構築・改善する必要があると明確にされた(改正草案第 154 条)。第三に、国有独資企業の取締役会の構築を強化し、国有独資企業の取締役会に半数以上の社外取締役を含めること、且つ、取締役会に監査委員会などの特別委員会を設置し、同時に監査委員会をしないことを要求している(改正草案 149 条、153 条)。

## (三) 会社の設立・閉鎖の制度の改善について

会社登記制度を改善し、会社の設立と閉鎖手続きがさらに簡素化されている。第一に、会社登記の章を新設し、会社設立登記、変更登記、抹消登記に関する事項と手続きが明確にされた。同時に、会社登記機関へ登記手続きを最適化すること、登記の効率と利便性を向上させることを要求している。第二に、情報化構築の成果を十分に生かし、電子営業許可証、統一的な企業情報公開システムを通して公告を発行し、電子通信を採用して決議を下すということの法的効力を明確にしている(改正草案第 26 条、第 34 条、第 76 条など)。第三に、出資に使用できる財産の範囲を拡大し、持分権・債権について、価格を決めて出資することが可能であると明確にしている(改正草案第 43 条、第 100 条)。一人有限公司設立などの制限を緩和し、且つ、一人株式有限公司の設立を認める(改正草案第 93 条)。第四に、会社清算制度を改善し、清算義務者と清算グループのメンバーの義務と責任が強化された(改正草案第 228 条、第 229 条、第 234 条)。株主全員が債務履行に対して承諾した後、簡易な手続きで会社の登記を抹消できる規定が追加された(改正草案第 235 条)。

#### **(四) 企業の組織体制設定の最適化について**

組織体制の設定に関して、より大きな自主権が企業に与えられている。第一に、会社の管理において、取締役会のポジションを強調し、且つ、民法典の関連規定に基づき、取締役会が会社の執行機関であることが明確にされている(改正草案第 62 条、第 124 条)。第二に、国有独資企業及び国有資本投資運営企業の実践により、また、中国企業の対外進出及び外資の対中投資に利便性を提供するため、企業は単一なガバナンスモデル(取締役会のみ設立し、監査役会を設立しない)を選択することが認められている。取締役会のみ設立した場合、取締役会の中に取締役で構成される監査委員会を設置し、監督責任を負う必要がある。その中で、株式有限公司の監査委員会の委員の過半数は非執行取締役でなければならない(改正草案第 64 条、第 125 条)。第三に、会社組織の設定をさらに簡素化するため、小規模の会社については、取締役会を設立しないことが可能である。また、株式有限公司は取締役 1～2 名を設立し、有限公司は取締役或いは総経理 1 名を設立することが可能である(改正草案第 70 条、130 条)。小規模の会社は、監査役会を設立せず、監事 1～2 名を設立することも可能である(改正草案第 84 条、137 条)。

同時に、現行の会社法では、従業員取締役の設置に関して、国有独資および完全国有の有限責任会社だけに対して、要求がある。改正草案では、従業員 300 人以上の会社は、従業員代表を取締役にする必要があり、それ以外の会社は従業員代表を取締役にすることができる規定し、従業員取締役の対象会社範囲を拡大している。(改正草案第 63 条、第 124 条)。

#### **(五) 企業の資本政策の改善について**

第一に、株式有限公司における授権資本制度の導入である。株式有限公司は設立時に、株式の一部だけを発行すればよく、定款または株主総会で、会社運営の実際の必要性に応じて、取締役会が残りの株式を発行することを決定する権限を与えることが可能となっている。(改正草案第 97 条、第 164 条)。第二に、多様な投資家の投資ニーズに答えるため、優先株、劣後株、特別議決権株、譲渡制限株などを含む、従来から多く実践されている株式の種類が規定されている(改正草案 157 条、158 条)。企業が定款に基づき額面株式と無額面株式のどちらを採用するかを選択できるようになっている(改正草案第 155 条)。マネーロンダリング対策の関連規定、

及び中国の株式発行の実態に基づき、無記名株式を廃止する(改正草案第 159 条)。第三に、簡易減資制度が追加された。すなわち、規定に従って損失を補填してもなお損失がある場合、簡易減資を行うことができるが、株主への分配はできない(改正草案第 221 条)。

同時に、株主の出資や株式取引行為に対する規制を強化し、取引の安全性を維持する。第一に、出資金支払遅延の株主の権利喪失制度、規定を強化し、株主が出資金を全額、且つ期限内に支払わず、会社が催促した後も、規定の期間内に出資金を支払わなかった場合は、その株主は未払い出資金分の持分権が失われることが定められている(改正草案第 46 条、第 109 条)。第二に、有限責任会社の株主の出資金支払の有効期限を加速化する制度が追加されている。支払有効期限が満期となった債務を返済できず、且つ明らかに返済能力がない場合、会社又は債権者は、出資金の承認済みだが支払期限が未満期の株主に対し、出資金の前払い請求権を有する(改正草案第 48 条)。第三に、瑕疵ある株式が譲渡された場合の譲渡人及び譲受人の責任が明確にされている(改正草案第 89 条)。

#### **(六) 支配株主と経営陣の責任強化について**

第一に、取締役、監事及び高層管理職の忠実義務及び勤勉義務の具体的な内容を改善する(改正草案第 180 条)。関連取引に対する規範を強化し、関連者の範囲を拡大し、関連取引の報告義務及び議決回避の規定を追加する(改正草案第 183 条)。第二に、取締役、監事及び高層管理職が会社資本の充実性を維持する責任を強化する。株主の出資金の納付遅延及び滞納、本法の規定に違反して利益を配当することと登録資本金を減少すること、及び本法の規定に違反して他者が会社の株式を取得するための資金援助を行った場合、上述人員の賠償責任が含まれる(改正草案第 47 条、第 52 条、第 109 条、第 174 条、第 207 条、第 222 条)。第三に、取締役及び高層管理職が、職務を遂行する上で、故意又は重大な過失により他人に損害を与えた場合、会社と連帯責任を負うという規定を追加する(改正草案第 190 条)。第四に、支配株主及び事実上の支配者がその支配的地位を濫用し、会社及び中小株主の権利利益を侵害するという顕著な問題に対して、いくつかの国の法律規定を参考に、会社の支配株主又は事実上の支配者が会社に対する影響力を利用して、会社の取締役又は高層管理職に会社又は株主の利益を害する行為を指示し、会社又は株主に損害を与えた場合は、当該取締役、高層管理

職は連帯責任を負うことを明確化する(改正草案第 191 条)。

#### (七) 企業の社会的責任の強化について

企業の社会的責任の構築を強化し、企業は、法律法規に基づいて経営活動を行い、従業員、消費者等の利害関係者及び生態環境保護等の社会公共利益を十分に考慮し、社会的責任を負う必要がある。国は、企業が社会福祉活動に参加し、社会責任報告書を公表することを推奨する(改正草案第 19 条)。

#### 【法規リンク】

『中華人民共和国公司法(改正草案)』

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1720392358210677089&wfr=spider&for=pc>

# 『外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』

## 【背景】

2021年12月27日国家発展改革委員会、商務部は政令第47号『外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』(以下「ネガティブリスト」と略称)を公布した。本政令は2022年1月1日より施行される。

## 【影響】

2021年版のネガティブリストは2020年版の33条から31条に削減され、高水準の開放性を促進し、外商投資の参入前国民待遇にネガティブリストの管理制度を加え健全化し、投資の自由化・円滑化を促進する。改訂版ネガティブリストの導入は、さらなるアクセス緩和を促し、アクセスの平等性を実現し、効果的な市場と政府にとってのより良いコンビネーションを促進する。市場面では、高効果の規範、公正で競争力のある国内統一市場の形成を加速させ、企業の変革と発展を加速させることができる。

## 【主要内容】

**1つ目に、製造業の開放性の促進がある。**自動車製造分野で、乗用車製造における外資比率の制限と、同一の外商が中国に2社までしか合弁会社を設立して類似の自動車製品を生産することができないという制限が撤廃された。また、放送テレビ設備製造分野では、衛星テレビ放送の地上波受信設備と主要部品の生産に対する外資規制を解除し、国内投資と外資の整合性の原則に則って管理する。

**2つ目にネガティブリストの精度向上がある。**ネガティブリストの説明部分に、「外資参入のネガティブリストで禁止されている分野の事業を行う国内企業が海外で株式を発行し、売買のために上場する場合、関連国家当局の認可を受けべきである。外国人投資家は企業の経営に参加してはならず、出資比率は、外国人投資家の国内証券投資に関する関連法規を参考に実施する」を追加、証監会と関連主管庁はネガティブリストで禁止されている地域の事業を営む国内企業の海外上場・融資を、必要に応じて的確に管理することになる。

なお、「関連国家当局の認可を受けるべきである」という内容は、国内企業の海外上場におけるネガティブリスト禁止の非適用に関する審査・承認についてを指しており、国内企業の海外上場を審査する活動そのものではない。

**3つ目にネガティブリストの最適化がある。**『外資系企業投資法実施条例』によると、ネガティブリストの説明部分に「外資系企業が中国国内で投資をする場合、外資系企業参入のネガティブリストに関する規定に合致しなければならない」と追加した。外資系企業参入ネガティブリストと市場参入ネガティブリストをつなぐためネガティブリストの説明部分に、「国内外の投資者は『市場参入ネガティブリスト』の関連規定を一律に適用する」と追加した。ネガティブリスト以外の領域に対しては、内外一致の原則に従って管理し、外資系企業に国民待遇を与えるとしている。

#### 【法規リンク】

『外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』国家発展改革委、商務部第47号令  
[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227\\_1310020.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310020.html?code=&state=123)

# 『自由貿易地域での外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』

## 【背景】

2021年12月27日国家発展改革委員会と商務部は、政令第48号『自由貿易地域での外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』(以下「ネガティブリスト」と略称)を公布した。本政令は2022年1月1日より施行される。

## 【影響】

2021年版のネガティブリストは2020年版の30条から27条に削減され、高水準の開放性を促進し、外商投資の参入前国民待遇にネガティブリストの管理制度を加え健全化し、投資の自由化・円滑化を促進する。改訂版ネガティブリストの導入は、さらなるアクセス緩和を促し、アクセスの平等性を実現し、効果的な市場と政府にとってのより良いコンビネーションを促進する。市場面では、高効果の規範、公正で競争力のある国内統一市場の形成を加速させ、企業の変革と発展を加速させることができる。

## 【主要内容】

**1つ目に、製造業の開放性の促進がある。**自動車製造分野で、乗用車製造における外資比率の制限と、同一の外国投資家が中国に2社までしか合弁会社を設立して類似の自動車製品を生産することができないという制限が撤廃された。また、放送テレビ設備製造分野では、衛星テレビ放送の地上波受信設備と主要部品の生産に対する外資規制を解除し、国内投資と外資の整合性の原則に則って管理する。今回の改正で、自由貿易区ネガティブリストの製造業の項目がゼロとなった。

**2つ目にネガティブリストの精度向上がある。**ネガティブリストの説明部分に、「外資参入のネガティブリストで禁止されている分野の事業を行う国内企業が海外で株式を発行し、売買のために上場する場合、関連国家当局の認可を受けなければならない。外国人投資家は企業の経営に参加してはならず、出資比率は、外国人投資家の国内証券投資に関する関連法規を参考に実施する」が追加された。また、証監会と関連主管庁はネガ

ティブリストで禁止されている地域の事業を営む国内企業の海外上場・融資を、必要に応じて的確に管理することになる。

なお、「関連国家当局の認可を受けるべきである」という内容は、国内企業の海外上場におけるネガティブリスト禁止の非適用に関する審査・承認について指し、国内企業の海外上場を審査する活動そのものではない。

3つ目にサービス業参入の緩和である。市場調査分野では、放送テレビが聴取、視聴調査は中国側の持ち株とするのを除いて、外資の参入制限を取り消した。社会調査分野では、外資系企業が社会調査を行うことを許可するが、中国側の株比は67%を下回らないことを要求し、法定代表者は中国国籍を有しなければならない。

4つ目にネガティブリストの最適化がある。『外資系企業投資法実施条例』によると、ネガティブリストの説明部分に、「外資系企業が中国国内で投資をする場合、外資系企業参入のネガティブリストに関する規定に合致しなければならない」と追加した。外資系企業参入ネガティブリストと市場参入ネガティブリストをつなぐためネガティブリストの説明部分に、「国内外の投資者は『市場参入ネガティブリスト』の関連規定を一律に適用する」と追加した。ネガティブリスト以外の領域に対しては、内外一致の原則に従って管理し、外資系企業に国民待遇を与えるとしている。

#### 【法規リンク】

『自由貿易地域での外資系企業参入のための特別行政措置(ネガティブリスト)(2021年版)』国家発展改革委員会、商務部第48号令

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227\\_1310019.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310019.html?code=&state=123)

# 年間一括賞与等の個人所得税優遇政策延期についての 公告

## 【背景】

「六保」<sup>3</sup>がきちんに行われ、納税者の負担をさらに軽減するため、国家税務総局は『年間一括賞与等の個人所得税優遇政策延期についての公告』（2021年第42号、以下『公告』と略称）を発表した。

## 【影響】

一、『公告』に規定されている年間一括賞与の単独計算方式の優遇政策について、主な利点は収入分析ができることにあり、賞与を総合所得と合算することによる税率引き上げを避け、この政策を延長することにより、賃金・給与所得を主とする納税者の税収負担を緩和するところに寄与し、低・中所得者層への圧迫を緩和する。

二、株式インセンティブは国際的に通用する現代企業が優秀な人材を引き付ける長期的なインセンティブなメカニズムで、『公告』に規定されている上場企業の株式インセンティブの単独計算優遇政策であり、引き続き単独計算方式の優遇を適用でき、労働者と所有者の利益共有するインセンティブメカニズムの形成に寄与し、企業における人材の確保と活用に役立つ。

## 【主要内容】

一、『**財政部 税務総局の個人所得税法改正後の関連優遇施策に関連する通知**』（財税〔2018〕164号）に規定されている年次一時金賞与の単独計算優遇政策について、実施期間が**2023年12月31日**まで延長される。上場企業の株式インセンティブについての優遇政策について、実施期間が**2022年12月31日**まで延長される。

---

<sup>3</sup> 「六保」とは、「六つの確保」という意味で、人々の就職、基本的民生、市場主体、食糧とエネルギーの安全、産業チェーンとサプライチェーンの安定、末端の運営を確保することを指す。

二、『財政部 税務総局の個人所得税総合所得の精算に関連する政策問題の公告』(財政部 税務総局公告 2019 年第 94 号)に規定されている個人所得税総合所得精算の免除優遇政策について、実施期間が 2023 年 12 月 31 日まで延長される。

**【法規リンク】**

財政部 税務総局による年間一括賞与等の個人所得税優遇政策延期についての公告

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171841/content.html>

# 外国人の手当等に関する個人所得税優遇政策継続実施 についての公告

## 【背景】

外国人の個人所得税負担を軽減し、海外人材の誘致を行うため、中国は外国人に対して住宅手当、語学学習費、子供の教育費の手当等、個人所得税の免税優遇政策を導入した。同時に、中央企業責任者が取得した年次業績報酬繰延収益および任期インセンティブについても、『中央企業責任者年度業績報酬繰延所得と任期インセンティブに関する個人所得税問題の国家税務総局の通知』に沿って、年末賞与の単独計算優遇政策実施を参照し、優遇政策を導入した。上記政策はもともと2021年12月31日に期限を迎えたが、現国家税務総局は『外国人の手当等に関する個人所得税優遇政策継続実施についての公告』(2021年第43号、以下『公告』と略称)を発行し、上記の優遇政策を継続することとなる。

## 【影響】

納税者の負担を軽減するため、本公告は(財税〔2018〕164号)に規定された外国人の補助金に関する優遇政策を継続することとなり、中央企業責任者の任期インセンティブの単独計算優遇政策についても、2023年12月31日まで継続されることになり、引き続き外国人の個人税負担を引き続き軽減し、中央企業責任者の個人税負担を軽減することが可能となった。

## 【主要内容】

『財政部 税務総局の個人所得税改正後の関連優遇政策に関する問題の通知』(財税〔2018〕164号)に規定されている外国人に関する手当優遇政策、中央企業責任者の任期インセンティブ単独計算優遇政策は、実施期限が2023年12月31日まで延長される。

**【法規リンク】**

**財政部 税務総局による外国人の手当等に関する個人所得税優遇政策継続実施  
についての公告**

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171842/content.html>